

平成9年10月21日(火)  
熊本県町村自治会館

## 食料・農業・農村基本問題調査会

### 九州地方公聴会 議事録

農林水産省

#### 目 次

- 1 開会
- 2 委員、専門委員及び意見陳述人紹介
- 3 調査会の検討状況等の紹介
- 4 意見陳述
- 5 意見交換
- 6 閉会

#### 1. 開 会

**木村座長**: 定刻になりましたので、これから食料・農業・農村基本問題調査会の九州地方公聴会を開催したいと存じます。

私、本調査会会長を仰せつかっております木村尚三郎でございます。同時に本日の座長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。

#### 2. 委員、専門委員及び意見陳述人紹介

**木村座長**: まず最初に、本日の地方公聴会に出席いただいております調査会の委員、専門委員の方々を御紹介させていただきます。

私の並びの右側の方から御紹介申し上げます。まず、坂本多旦委員でございます。次に、甲斐麗子委員でございます。次に、伊藤康江専門委員でございます。生源寺眞一専門委員でございます。次に、左側の方々でございますが、鈴木勝利委員でございます。原田和明委員でございます。前川盛太郎専門委員でございます。横川端専門委員でございます。

この地方公聴会におきましては、食料・農業・農村政策のあり方について幅広く地域の方々の御意見を伺うという目的で、意見陳述人の方々に御参加いただいております。

当地域の各界を代表する有識者5名の方と、一般公募で応募された5名の方、計10名の方にお

集まりいただいております。これから御紹介させていただきます。

まず、有識者として、私から見て右側の方から伊関八州遠熊本日日新聞社論説委員でございます。小野ひさえ大分県消費者団体連絡協議会副会長でございます。木下正美福岡県三潴町長でございます。長野吉彰九州・山口経済連合会副会長・農林水産委員会委員長、肥後銀行会長でございます。米ヶ田研男熊本県経済農業協同組合連合会代表理事會長でございます。

続きまして一般公募で応募された方々でございますが、宮崎県高千穂町の飯干正子さんでございます。長崎県愛野町の池田 進さんでございます。佐賀県佐賀市の木塚正光さんでございます。熊本県合志町の島田輝昭さんでございます。鹿児島県吉田町の染川康信さんでございます。

以上でございます。

九州地方の公聴会では、一般公募により応募いただいた方は11名ございました。この11名の方々の中から、九州農政局とも調整いたしまして、こちらにおられる5人の方々にさせていただきました。したがいまして、今回意見陳述していただけない方々もおられるわけでございますが、各界各層の方々に幅広く九州地方の御意見を開陳していただこうという趣旨で人選を行わせていただいた次第でございます。

なお本日は、農林水産省から加藤大臣官房審議官、菱沼九州農政局長、宮田大臣官房技術調整室長が出席しておられますので御紹介申し上げます。

### 3 . 調査会の検討状況等の紹介

**木村座長**：それでは議事に入らせていただきますが、まず最初に、私の方からこれまでの食料・農業・農村基本問題調査会の検討状況について御紹介をさせていただきたいと思います。

調査会の設置に至る経緯でございますが、現在、農政についての基本的な方向を定めた法律といたしまして「農業基本法」がございます。これは昭和36年に制定されたものでございまして、今日に至るまで36年が経過いたしまして、特に最近における農業、農村の大きな変化並びに急速な国際化の進展を背景といたしまして、この農業基本法を見直すべきだという意見が各界から提起されてまいりました。

世界に目を転じますと、21世紀に向けて人口、食料、環境、エネルギーなどの問題が地球的な規模で重要な課題となってきております。

こうした状況の中で、我が国の社会が将来にわたって発展していくために、農業基本法だけではなくて、我が国における食料・農業・農村のあり方や政策の方向について抜本的な検討を行うことが必要な情勢となっていました。

このため、本年4月に内閣総理大臣の諮問機関といたしまして「食料・農業・農村基本問題調査会」が設置されまして、各界各層から委員、専門委員が参集し、議論を重ねているところでございます。その委員、専門委員のメンバー等につきましてはお手元の資料4をご覧いただければ存じます。

次に、調査会の検討状況について申し上げます。お手元に配付しております資料3「食料・農業・農村基本問題調査会の検討状況」をご覧いただきたいと存じます。第1回食料・農業・農村基本問題調査会は4月18日に開催されまして、内閣総理大臣から諮問をいただきました。第2回、第3回の調査会は5月13日、6月13日に開催され、委員の自由な意見交換を行った上で、今後調査会として検討していくべき項目について整理を行いました。これはお手元に配付いたしております資料5「食料・農業・農村基本問題調査会における検討項目」でございます。この資料5をご覧いただき

ながら各部会における検討状況について簡単に御紹介いたしたいと存じます。

まず、食料部会におきましては、資料の「・食料政策」に記載されております検討項目を中心としながら、これまでに 世界の食料需給、 我が国の食料安全保障のあり方、 食料・農業分野において国際的に果たすべき役割、 食品産業政策のあり方、 消費者関連施策のあり方等について議論を行ってまいりました。

次に、農業部会におきましては、「・農業政策」に記載されております検討項目を中心としながら、これまでに 農地及び担い手、 農業経営の安定のあり方、 国内農業の生産性の向上のあり方、 環境と農業生産の関わりのあり方、 米をめぐる事情と諸課題等について議論を行ってまいりました。

最後に農村部会におきましては、「・農村政策」に記載されております検討項目を中心としながら、これまでに 我が国における農村地域の位置づけ、 農村地域の定住条件の整備、 土地利用の現状と課題、 中山間地域の現状と課題等について議論を行ってまいりました。

調査会の今後のスケジュールといったしましては、引き続き議論を深めまして、今年の末には食料・農業・農村政策に関する基本的な考え方について「第1次答申」として取りまとめる予定となっております。また、来年夏をめどに「第1次答申」を踏まえまして、具体的な施策の方向についてさらに検討を行いまして、「最終答申」として取りまとめる予定となっております。

以上が、食料・農業・農村基本問題調査会におきます検討状況等でございますが、現在、いま申しました年末の「第1次答申」の取りまとめに向けて論議を深め、また、集約していくことが必要となっております。このような調査会での検討に当たりまして、我が国では全国各地域で多様な農業が営まれているわけでございますので、各地の関係者の方々から御意見を伺うということが不可欠となってまいりました。

そこで、全国4カ所、札幌、仙台、岡山、そして御当地の熊本におきまして、地方公聴会を開催するということとしたわけでございます。また、国民的な合意を目指す調査会といたしまして、国民の方々の生の声を直接伺うことが重要であると考えまして、意見陳述をされる方のうち5名は一般公募によったところでございます。

そのような趣旨でございますので、意見陳述をされるに当たりましては、どうか忌憚のないお考えをお聞かせいただきたいと存じます。時間のあまりないのが大変つらいところでございますが、何とぞ御自由に御発言いただきたいと思います。

意見陳述をしていただきました後で、私どもと若干の意見交換をさせていただきたいと思っております。

#### 4 . 意見陳述

**木村座長**: それでは、早速でございますが、意見陳述を順にお願い申し上げます。意見陳述の時間としましては、いま申しましたようにお1人7分以内ということで大変厳しいものがございますが、ひとつよろしくお願い申し上げます。

なお、円滑な進行を図るために、意見を開陳されましてから7分経過するところでベルが鳴りますので、そこで終了していただきたいということでございます。そこで、万が一終わりませんと、10分経過したところで再度ベルが鳴りまして、これが最終通告でございますので何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、最初に伊関さんからお願いいいたします。

伊関氏：いま御紹介いただいた伊関と言います。

まず、このような貴重な席で発言する機会を与えていただいたことにお礼を申し上げたいと思います。

なにぶん限られた時間でございますので、早速本題に入りたいと思います。

私は、新聞記者として今年で24年になるんですけれども、地元で農業・農村の移り変わりを見てまいりましたけれども、最近感じますのが、自分たちの国にとって農業・農村はどのような意味を持つ存在なのかというのをつくづく感じている次第でございます。

もう3年も前のことになりますけれども、ヨーロッパ共同体(EU)の共通農業政策の取材に、これは条件不利地域政策というものを取材するためにドイツの農業地帯を回ったことがありますけれども、そこでドイツの連邦政府の若い担当官の人から繰り返し聞かされたのが「ドイツは、もうこれ以上農業地域を失うわけにいかない」という言葉でしたが、最近、この言葉というのがどうもドイツよりもむしろ日本の状況を言い当てた言葉ではないかと感じるようになりました。

農業の担い手不足とか農村の担い手不足とか高齢化、こういった農村の衰退を示す統計は数え上げればきりがないのですけれども、例えば過去5年間で九州全体では小学生がいなくなった集落がもう800を超えてます。特に中山間地域に集中しており、こういった地域での農地や環境の荒廃とか集落としての機能崩壊というのが顕在化している事実というのは、地元にいましても見逃せないことだと思います。

注目していただきたいのは、こうした農村の衰退というのが、決して過去35年間一貫して長い時間をかけてやってきたのではなくて、特に私の取材の経験から言いますと、過去20年間、とりわけ平成以降急速に衰退のスピードが早まっている気がいたします。

私たちが、特に新聞記者として知りたいのは、こうした衰退に歯止めをかけるために、農政というのが実際どのような対応策に取り組み、そしてそれがどのような成果を上げてきたのか。その的確な検証とそのわかりやすい説明ということではないかと思います。

最近は農業・農村の持つ公益的な機能とかいう論議等も盛んになってきましたけれども、熊本でも最近、熊本市民の水がめである地下水の水量と水田のダム機能、湛水機能を検証する大がかりな実験も行われました。ただ、こうした論議の以前に、もし国民合意のもとに農業・農村の社会的な役割を定義づけて活性化せよといふのであれば、やはり国民食料生産との関係で方向づけるのが一番いいのではないかと考えます。先進国ではしば抜けて低い食料自給率については国民の多くの方が不安を漏らしていらっしゃいますが、将来的な食料自給動向を考えれば一定の安心できる自給率目標を設定するのはやはり国の責務ではないかと考えます。

新しい農業・農村政策というのが、その新たに設定される自給率に基づいて、それを達成するために農村人口の維持とか、それから農地・環境・景観の保全といった政策目的というのがより明確になってくるのではないかと考えます。もちろん中山間地域というのは今後とも重要な食料生産拠点であるとともに、その自給率目標そのものが示すことにもなると思います。

同時に、今後は中山間地域だけでなく平坦地域でも環境との調和、とりわけ生態系との共存を重視した環境保全型の農業への方向転換というのが結局農業・農村を活性化させていくのではないかと考えます。かつて、さまざまな生物の宝庫だった田んぼとか農村からなぜ生き物が次々と姿を消していくのか。まず、その過程では湿田を乾いた田んぼに変えて、用水路をコンクリート張りにし、そうした圃場整備を中心とする土木農政とか、それから農薬、化学肥料の投入のあり方とか、そういうものも法体系の中できっちりと見直していく必要があるのではないかと考えます。

勉強不足のために、非常に論理が粗雑な論拠となつたんですけれども、新しい農業基本法の制

定に当たっては、まず国民食料の自給率設定と、環境保全型農業への転換を明確に示していただきたいたい。その2点をお願いして私の意見陳述を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**木村座長**：ありがとうございました。

続きまして小野さん、お願いいいたします。

**小野氏**：私は、消費者代表として参加しました大分県消費者団体連絡協議会副会長の肩書で、今日は意見を述べさせていただきます。

恐らく今日の皆様方の意見とダブル面が大変多いと思いますが、ダブリがあるほど、それだけやはり深刻に考えるというようなことで、私は述べさせていただきます。

私は、今日は次の4点について述べさせていただきます。

まず1点は、今おっしゃいました食料の自給率について、2点目としまして、輸入農産物の品質安全性等の食料供給の質的確保について、3点目が、農業・農村の活性化のための女性への期待、4点目としまして、農政と消費者行政、生活環境行政との関連についてその他について述べさせていただきます。

1点目の、食料の自給率でございますが、たまたま今朝のNHKでも、なぜ米余りなのか、これはどうすることもできないのかということを流しておりましたが、九州各県、我が大分県でも米の収穫期を迎えまして、大変米余り現象が出ております。このことを考えますと、消費者にとりましては、自分たちの好みに合った銘柄、価格差の中から選択できるという、まさに主食というよりも商品としての扱いになった感もあります。

しかし、数年前に、一時期とはいえ米不足現象が起きたことは基幹食料に対する不満感、農政に対する不信感とさまざまな疑問を抱かせました。また、店頭に溢れる輸入農産物は目を覆うものがあります。減反政策で私の住んでいる大分市都市近郊の農地は、この10年来あっという間に休耕田となり、コスモスが今植えられて、見渡す限りのコスモス園や駐車場、また宅地化して米作がほとんど姿を消してしまいました。中心部からわずか十五、六分の距離でさえこういう状態を目の当たりにしております。

国産で十分いける大豆・菜種を筆頭にどんどん輸入物に転換させる。そして矛盾を目の当たりにしております。でも最近では手造り豆腐、手造り味噌ということで、国産どころか「我が畑でとれた大豆で造りました」という表示も目につくように、やはり農家自身の、何とか大豆くらいは自分で植えたいという思いが込められているんではないかと思います。

自給率42%という数字は非常に大きな意味を持っていると思っております。生産者の危機感は即私どもの消費者の不安感と同じものだと、一体と思っております。何もかも市場原理だけでとらえることのないよう、食料自給の具体的指標の方向性を示していただきたいと思っております。

2点目の輸入農産物の品質安全性と食料供給の質的確保についてでございますが、先ほど申し上げましたように、最近著しく増加した輸入農産物について、消費者はその安全性について不安感を持っております。平成8年9月青果物の原産国表示制度が発足しましたが、まだまだ地方としてはいまだに徹底していない分野も多く見られます。原産地による品質格差、残留農薬に対しての検査基準と、特に急速に問題視されております遺伝子組換え食品に対しては、国外・国内を問わず表示の明確化に対しての声が高まっております。価格の引き下げよりも品質向上に安全性の確保をぜひお願いしたいと思っております。

大分県消費者団体連絡協議会では、これらの問題を一昨年より県下全域での調査活動を通じましてこの問題をとらえ、今年の消費者大会には本日御出席の伊藤康江先生をお招きして講演・パネル討議といったしました。その後県下各地の団体グループではこの問題につきまして学習会を

開き、非常に輪が広がっております。正しい理解を、やはりこれはプラス・マイナスあると思いますが、正しい理解を深めようと努力しております。消費者に対する、不安感をなくすための情報提供を早くお願ひしたいと思っております。

3点目の農業・農村の活性化のための女性への期待でございますが、昨年我が大分県で、九州の農村女性が集まりましてサミットを開きました。これは農村女性だけでなく私ども消費者団体、消費者一般市民にとりましても大変画期的なもので、大分にいらした方には一村一品運動と女性との関わりにつきまして大変注目していただきました。つい先日まで農業祭もありましたし、昨日木村先生も大分の方にいらしていただきましたが、大分県の活性化の様子を見ていただいたと思っております。

私ども大分県では消費者の方が声を上げまして「一村一品女にまかせろ百人会」という大変いかめしい名前でございますが、やはり一緒になって、何とかこの中に女性の力を引っ張りだして消費者と生産者が農村問題、農業問題、食料問題を考えたいということで非常に活性化しております。都市と農村、町と村、生産者と消費者のパイプをいかに太く短く、信頼と連帯の絆をつくっていこうと県下を12ブロックに分けまして各100人ずつの会員が活動しております。その中身としましては、農産加工グループに対する提言とか、共同学習、一緒に見学をしたり青空市場を開いたり、毎月市の中心部で大分県庁から5、6分の距離にあります広場で毎月1回ずつリヤカーを自分たちで組み立てて市場を開いております。知事公舎から近い距離でございますので、知事もときどき早朝の買い出しに、それこそスニーカーでやってきていただいて、自分も大根1本、ネギ1把という形で吟味したり皆さんと話をしたりとか、そういう風景も珍しくありません。このように消費者と生産者が、物を通じて結び付くということだけでなく、心が一体となった形でどんどん広がりを見せております。

次に、最後の問題でございますが、環境保全型農業、これは消費者行政との絡みもありますが、表示その他で消費者行政と環境行政と一体とならなくては、農政だけの分野では到底限界があると思っておりますので、これらを加えまして最後の結びとさせていただきます。

**木村座長**: ありがとうございました。

それでは、続きまして木下さんお願ひします。

**木下氏**: 木下でございます。

私は、福岡県の方の小さい町の町長でございますが、そういった立場で幾つかの気になる点を申し上げまして、あと農業施設の公益性、そういうことについて申し上げたいと思っております。

まず、いろいろ新聞などで見ておりますと、気にかかるこの一つに株式会社の農業参入という問題が出ておるようでございますが、これは非常に私どもとしては大きな警戒感を持たざるを得ない。そういう意味で、調査会の方でもいろいろと御検討をお願いしてあると思いますが、いろいろ規制をしながら参入させる方法もあるのではないかという意見もあるようでございますが、私どもとしては、いわゆる株式会社が農業に参入する、農地を所有するということについては非常になじまないものだと思っております。それよりも現在進めております農業担い手、あるいは認定農業者の皆さん方を強化育成し、さらに農業生産法人を成長させていく。そういう方向で達成していくことが必要であろうと思っております。これはどうかひとつ十分御検討いただきて、私も農村の方の人々と話していますが、やはり同じ意見でございます。これは非常に基本的な問題でもありますし、農業そのもの、あるいは農村を今までのよさ、美しさ、そういうものを変えてしまうようなおそれを私どもは感じる。そういう側面がありますから、慎重にひとつお願いしたい。参入はさせないという方向で御検討をお願いしたいと思っております。

次に、土地利用計画のことがいろいろと指摘されておりますけれども、これは土地の利用計画については都市計画法はありますけれども、これは都市の整備を中心に据えた事項だと思っておりますが、農村の土地利用法、いわゆる都市計画法というのは、都市形態のところにはもちろん施

行されておりますけれども、農村部、そして山村部に至ってはほとんどそういうことはやっておりません。それとまた別に、農村が農地を主にした、これは農地だけではないことになりますけれども、農村部における土地利用についての一つの手法を明確に示していただくと。これは町村長あたり、私どもが責任持ってやらねばならぬことでございますが、一つの根拠がやはりいると思うわけでございまして、そういう点では、そういう整備を、制度の新設なり、そういうものをお願いできればと思っております。

次に、農村・農業、あるいは農業施設等の公益的な機能については、これはもうだんだんと言われておりますから御理解をいただいてあると思いますが、この間テレビ放送なんか見ておっても、やはり御理解いただいてない面もかなりあるようでございます。今、私ども小さい町でもクリークというのがあります。これは不規則にあったものを、この間から圃場整備と同時にきちんとした25m、30m幅ぐらいの幹線クリークを整備しておりますが、そういうものがあります。これは単なる、農業施設として整備はしておりますけれども、この幹線クリークなり、承水クリークなり、支線なり、いわゆるクリーク関連の排水溝まで含めてですが、そういうものが果してある役割というのは農業面だけではございません。農業面というよりも、むしろ地域全体の排水機能を果してある。洪水のときには、福岡県内で私の町でも大きな容量を持ってありますけれども、福岡県内だけでもこれらの湛水容量というのは2,238万トンぐらい持っております。佐賀県はもっと大きいと思いますが……。そういう容量を持ってあるために、そういうものを整備したために、最近この十数年来というのは農村で洪水がなくなりました。これは農業施設を整備して、その農業施設にその地域全体の降雨があったものが流入する。それだけの余裕を持たせてあるからでございます。これは定住条件の中いろいろありますけれども、定住条件の整備の中では排水問題が非常に大きい。それをのことによって叶えてある。農業施設が兼ねてあるわけでございます。

溜め池も私の方にはございますが、溜め池も同様でございます。その地域全体の降雨量はそこに流入して一時そこで貯留することによって安全が確保されるというふうでございます。

また、それは用水を利用するためのダムの役割を果しているという一面があるということで、農家だけなしに、いま混住化しておりますが、非農家も商工関係も公共施設関係の水も全部そこに流入するのであり、全く公共的な役割を果してあるということですね。

それからもう一つ、私の方では幹線クリークが弱っておりますから整備しておりますが、整備した中で親水空間を整備しております。小さい公園をつくるとか、水に沿って遊歩道をつくるとかいうことでございます。見ておりますと朝・夕散歩する、あるいはジョギングする人がありますけれども、農村ですから農道は縦横に走っておりますからどこを走ってもいいわけですが、みんな水のあるところを走ってあるんです。そういう親水というのは、言葉ではたやすく言ってありますけれども、人間の本性に根ざしたものでございまして、水に親しむ施設、それを農業施設によって提供することができる。池もそうでございます。

そういうクリーク、あるいは池、そういうものを整備することによって、都市の住民と地元の住民との交流の輪ができております。今、ジョギングの話をしましたけれども、これは地元だけなしに都会からも走りに来るんですよ。釣りにももちろん来ますが。そしてまたカヌーなんかを浮かべて、そういう農業施設を通じて、農業施設によって地域の安全が保たれ交流の場所がそこに生まれていく。これは例を挙げればきりがないんですけれども、私の場合には1例にとどめておきたいと思っております。

**木村座長**: ありがとうございました。

それでは、続きまして長野さんお願ひします。

**長野氏**: 長野でございます。

今日は、九州・山口経済連合会の副会長として、経済界の代表であるかのような立場で出席させていただいておりますけれども、実は私は、残念ながら率直に申し上げますと、最近やや問題

意識が出かかったかの感じがあるものの、少なくとも10年くらい前に、私が当地の熊本の経済同友会におきまして、農業部会なるものをつくりまして呼びかけをしたんでございますけれども、残念ながらそれに興味を持っていたらしく会員というのはわずかに一桁でありますて、ついにその農業部会は3、4年にして瓦解せざるを得なかったというのが私なりの昭和史における経験でございます。

そういう経験を踏まえて、今、九経連の農林水産関係のお世話をいたしておるわけでございますが、ちょっとお耳を汚しますけれども、お許しいただければ、私は経済界代表ではない。一人の日本人の中の愛農派の人間であるという立場でものを言わせていただければありがたいと思います。

その根拠をちょっと申し上げますが、昭和40年代に、既にそのころ、そろそろ高校の校内暴力等の問題も少し心配しきかれた時期でもありました。まだ小さい子供の健全育成のため、いわゆる豊かな情操の涵養のためには、やはり人間というものは水・土・緑に触れる機会を与えると、しかもそれを家族みんなで共働共遊と、共働き、共遊びというような条件でやっていくのがいいのではないかという仮説を立てまして、熊本市郊外の中核農家の方に、これは菊陽という町でございますが、ここにお願いいたしまして、1反の小作人にならせていただきました。15年間水田稻作に取り組んでまいりました。

還暦のころ、もうそろそろということでお断りしようといったところ、その農家の御主人が別れがたいということから、実はこの方、果樹園もなさってあるので、1本のブドウを与えていただきまして、以来ずっとまた1本地主ということで農業に今もいそしんでいる人間でございます。

そういうことから、先ほどお話がございましたように、私は一方昭和35年ごろから水俣病の問題に、御存じの水上 勉が『海の牙』という作品を書いておりますが、これに非常にショックを受けまして、以来熊本の水問題にも取り組んでまいったような人間でございます。

まあ、そういうことを御理解いただきました上で、やはり今、農村基本問題調査会として考えるべき基本的な大課題というのは、やはり化石エネルギーの野放団な消費に依存しながら、大量生産、大量販売、そして大量消費を前提とした20世紀型文明により、今や肥大、荒廃、疲弊しつつある国土環境、特にまた国民精神文化状況に対する危機意識というものをいま一つ国政におかれ、これも一つの構造問題であるというお取り上げということがぜひここでは必要なんじゃなかろうかと思います。

2番目には、先ほども御発言ありましたとおりカロリー自給率平成7年42%という、G7中最低の食料自給率について、これは地勢学的な状況を踏まえた、少なくとも最低の妥当な水準への回復が必要ではないだろうか。余りにも有事の際、あるいは開発途上国における人口爆発の現実に対するリスクヘッジの意識が余りにも低すぎるんじゃないかな。これに対する想定される食料危機に対応する総合的な危機管理政策の確立につきましても、特に会長を初め中央の御検討を切にお願いいたしたいと思います。

そういうことで、やはりこのようなためにはどうしたって農業構造改革と農山村の維持ということ不可欠の問題でございますので、まずは農用地の確保の問題、現在の農地面積500万haというものは、これをミニマムとして維持するということについても特にお願い申し上げたいと思います。

もう一つは、農地制度の項について、ちょっと隣と異なる意見もあるかもしれませんけれども、もはやこれは我が国市場経済への移行というのは、今や不可避の問題でありますから、土地利用制度、あるいは農振法による農地ゾーニングの明確化と、そしてまた経営基盤強化促進法の見直しによる農業用の農地の流動化、大規模化の推進というのも非常に重大な課題であろうと思います。そのようなことで、市場経済に適応した農業経営の確立、これは申し上げるまでもなく商品のブランド化、高付加価値化、それから生産の市場ニーズ適応型への転換、それからアグリビジネスの企業化支援政策が肝心でございまして、申し上げるまでもなく、そのためには経営的な農

家の発掘とその顕彰という、それを讃えることが非常に大事である。一方では、やはり農業生産法人の育成ということも肝心であろうと思います。これにつきましてはやはりマーケティングによる市場適応生産、出荷・販売についての何といいますか、一段と学習を強化していくということ。

次に、これが一番の大問題だと思いますが、担い手の確保と新規就農者対策であります。いわゆる後継者問題。これについてもやはり農業生産法人の育成による就農機会の拡大ということが大切な問題であろうと思います。

私は、生々しく平成7年以来九経連の農林水産委員会といたしまして、あと1県残っておりますけど、九州各県全部につきまして先ほど来申し上げてあります、いわゆる経営的な営農に取り組んで、既に相当の成果を上げていらっしゃる現場を見て歩きました。そこで共通の、胸を打たれるような事実にめぐり合うことができました。そこでは、まず御主人が、ある意味では我々が属しておる経済界の団体の人間以上に知的な経営意識、非常に自信に溢れた目をしていらっしゃるという驚きがありました。

もう一つは、そういう方々は1次産業という農業をやりながら、その仕事の中で2次加工も若干やっておられる。さらに驚くべきことには、私が今もってブドウの生産にあやかっている中核農家は、そのブドウ園の入口のところにクロネコヤマトと契約をして、そこからブドウ園においてになつた方々が首都圏なり関西圏の親戚・知人に即時送れるような、これは3次産業ですね。農家が1次・2次・3次の産業を手がけてかなりの所得を上げておられるという事実に感心いたしました。

そして、ここが大事な話ですけれども、もう一つの共通点というのは、そこでほとんど例外なく、そのような優秀選手の営農家というのは、その奥様が我が家の農業という家業に非常に愛着を持っていらっしゃる。かつまた我が家の農業の将来に対して何かほのぼのとした確信というか、期待感というか、そういうものが表情豊かに出ていらっしゃるというのが一つの共通点であったように思います。そして、これは若干私のややロマンティックな感じとり方であったかもしれませんけれども、その奥様方が最近この国で少し乏しくなってきた、実に清楚な美しいものを感じさせる方々ばかりであったということを、これは特に木村会長に御報告申し上げたいポイントであります。

**木村座長**: 米ヶ田さんお願いします。

**米ヶ田氏**: 米ヶ田でございます。

農業の今の現状については既に御案内のとおりでございまして、最近米の問題、御案内のような非常な急落をいたしております。専業農家ほど大きな打撃を受けております。また、あらゆる輸入農産物が増加する中で価格の低迷を來しておりますし、ただいまでもございますように、農業就業者の減少なり高齢化の問題、さらには農業の宿命でございます自然災害を常に大きく受けるというような中で、農業・農村に今非常に元気と活気がなくなってきたおるととらえておりまして、まさに私も一農村に住みながら危機的な状況に入ったというとらえ方をいたしております。

そういう中で、まず、基本法見直しに当たって、第1には、食料の安定供給、自給率をどうするかという問題。つまり食料の安全保障を最大の基本にとらえた議論が必要であろうと思います。今、北朝鮮を始めとする食料問題、飢餓問題もあり、また食の安全性が大きく問われる中で、消費者のニーズもかなり変わってきておると認識いたしております。昨年9月の総理府等の統計、世論調査等を見る中で、まず第1には70%を超える人が将来の食料事情に不安を持っていると答えが出ている。全く不安はないと答えた人はわずか3.1%しかない。2番目には80%を超える人が食料の安定供給のためには、外国産よりも、少しあは高くても安全で安心な国内産で供給する方がよいと答えておる。これはアンケートの結果。このことは、国民のニーズとして国内農産物の安定供給と食料の安全保障というものに対して国民が強く求めている証だと私は理解をいたしております。

しかし、現実の食料事情、先程来ございましたとおり。しかし、こういった現実に食料自給率が低い中であまり危機感がない。その原因は一体何かと思いますときに、今まで日本が経済力にまかせてというか、ものを言わせてというか、何でも、いつでも、どこからでも、どれだけでも輸入でき

るという感覚があったからじゃないかというとらえ方をいたしております。しかし、今後世界的な政治、経済の変動なり異常気象、人口増加等がある中で、とりわけ今後の日本経済力を考えるとき、このような考え方がいつまで続けられるのか。また、いつまで通用するのか大きな疑問だううと思っております。

やはり国民が必要とする食料の安定供給、つまり国民の生命と健康を守るという食料安全保障については、とりわけ主要食料については国が責任を持ってその役割を果たす必要があり、国家としての責任を放棄すべきではないと思います。そのためには、中長期的な事業計画を踏まえた政策が当然必要になってまいりますし、命を守る産業である食料政策というものは短期間の方策なり施策なりで左右されることなく、5年、10年、15年、20年という長期にわたる政策があってこそ国民に対しての食料の安定供給ができるでしょうし、また安定した計画性の持てる農業経営ができるものだと私は確信をいたしております。

以上のような観点から、具体的な国内の生産目標の設定というものはぜひ必要でありますし、具体的には、当面、最低でもターゲットとして自給率50%が不可欠だと思います。そしてこの目標を実現するための生産基盤の整備なり、さらには政策が当然その後には必要になってまいります。

また、中山間地の農業につきましては経済効率性の追及だけでは全く成り立ちません。反面、中山間地は環境保全なり国土保全、文化継承等に対する貢献度は非常に大きいものがあるわけで、そういうことを考えますと、所得補償制度等の支援策がぜひ必要だと考えております。

2つ目には食糧法の問題を当初申し上げるつもりでございましたけれども、時間がございませんから申し上げませんけれども、現在、食糧法が施行されて2年ですけれども、その法律の精神というものが活かされていない。なぜかといったら、やっぱりその法律の精神というのは主食である米の需要と価格の安定に資することが法律の目標だと思いますけれども活かされておらないのが現実です。主食である米問題への対応というのは、本来農業基本法見直しの中心をなすべきものであると思っております。やはり食料の長期的政策を確立するには食糧法とこの農業基本法の見直しを一体化して議論することがぜひとも重要であろうと思います。

また、国内農産物が外国産よりも高い、つまり内外価格差の縮小という御批判がよく出てまいります。しかし、諸外国との生産のトータルコスト、つまり生産資材なり雇用労賃、資材等全く違います。もし万が一諸費用がアメリカ並みになったとすれば、日本の場合生産コストは40%から45%ぐらい下がるんじゃないかというとらえ方をいたしております。もちろん農家みずからのコスト低減への最大の自助努力は当然のことです。そういうことから、いわゆる農産物・商品すべてそうでしょうけれども、内外価格差の縮小の前提として、生産のための諸費用の内外格差の是正を強く要望したいと思います。

最後に、食料はエネルギー問題なり、環境問題、とりわけ私は防衛問題ともリンクさせて位置づけすべき問題であり、目先の効率性なり価格だけで論じるべきでなくて、やはり超長期的な戦略として議論すべきだと思っております。なお、量の確保とあわせて安全性の確保が重要であろうと思っております。

農業の将来展望を明確化するためには、やはり農家が安心して農業を営める環境づくりが最も重要なことでございましょうし、価格の安定化措置と価格が再生産可能な水準を割り込んだときの実質所得補償措置が重要になってくると思っております。これらを実施することによりまして、国内資源を有効に活用し、持続的な食料の安定確保と環境保全なり国土保全が可能になってくるものだと私は考えております。

また、当然のことながら、株式会社の農地取得には反対でございます。加えて小売段階での原産国表示義務づけにつきましては、早急に全農産物にお願いしたいと思います。

**木村座長**：ありがとうございました。

それでは、ここから一般公募の方々にお願いいたします。

まず、飯干さんお願いします。

**飯干氏**: 一般陳述人でまいりました宮崎の飯干正子です。よろしくお願ひいたします。

地図にも載っていないような小さな小さな村の一界の農家の主婦が、こういう場で意見を述べさせていただくななど甚だ場違いな気もするのですが、そんな究極の田舎の中で夢と希望を持って一生懸命生活している人々がいるということを知っていただきたくて応募しました。

私の住む向山秋元地区は、宮崎県の北の端、神話伝説や高千穂峡などの観光地で有名な高千穂町の中心から14km、急傾斜地に50戸余りの家が点在している小さな集落です。村の中心にはヤマメが泳ぎ、川ノリが自生する清流秋元川の流れ、とても緑豊かな地域です。

町の中心地にある家具屋の娘が親の猛反対を押し切り、この地に嫁いで早いもので20年を超えました。嫁いできたときには既に父は亡くなっていましたし、夫は勤めに出ていましたので母と祖母と私の3人でする農作業は思ったより大変なものでした。1時間余りの山道を大きなお腹を抱えてシイタケ採りに行ったり、子供ができるとその子をおぶって山に行き、焚き火の側に子供を寝かせて種ゴマ打ちをしたものです。そんなとき、ここに道路があったらと思ったのがつい昨日のことのように思い出されます。その当時は県道も未舗装で、町まで出るのに1時間近くもかかりました。現在は路面も舗装され、かなり時間は短縮されましたか、地形的には山が険しく谷が深いために道路の整備がほかの地域に比べて遅れているのが現状です。また、台風などの自然災害のたびに道路が崩壊し、通行止めを余儀なくされ陸の孤島と化してしまいます。

住むことについては、ほかの地域と比較して決して好条件とは言いがたいところですが、私たちは人情が厚く自然豊かなこの地を愛し、活力のある集落にしたいと考えていました。そこで、何とか魅力ある地域づくりをしようと、若妻の会「ルージュクラブ」を結成しました。幸いにして大阪、長崎、宮崎市近郊からお嫁さんを迎える、集落内にも子供たちがふえ、少しずつ活気が出てきたように思います。

現在、会員18名ですが、会では地域を知ることによって集落を見つめ直そうと山歩きをしたり、史跡を見て回りました。また、宮崎大学の先生を通じて知り合った「博多ごりょんさん女性の会」の方々とは活発な交流を行っております。

このような交流や活動を通じて学んだことを手書きの田舎の新聞「るーらるたいむす」を発刊、各方面へ情報の発信をし好評を得ています。そんな中、宮崎県が提唱する県のフォレストピア事業「海外研修女性の翼」には地域から5名が参加し、主にヨーロッパの農家民宿などを視察したのですが、そこで暮らしている人々が、自分たちの住んでいるところに対して自信と誇りを持っていることにとても感動しました。このすばらしい機会を与えてくださった県や町に対し感謝の気持ちでいっぱいです。

私は、このような交流や活動、そして研修を通じて、人はどんなところに住んでいるかは問題ではなく、そこでどのように生きていくかがとても大切であるということを教えていただきました。

最近、県主催の育林祭に参加しましたが、立正大学の教授をなされ、当基本問題調査会の委員をされている富山和子先生から「日本から緑がなくなったら文明は終わる」という趣旨のお話を伺い、中山間地に住む私たち一人一人が森や水を供給する担い手であるということを聞いたとき、ここに住んでいる意義が改めてわかったような気がしました。

なお、当向山地域はお茶・シイタケ・畜産・稻作などが農業の経営基盤ですが、将来的には標高500mの朝晩の温度差を利用した高冷地野菜、清流を利用した養魚場、ワサビ栽培、川ノリの開発、山菜の栽培、無農薬茶、米、野菜の産地直売、そしてグリーンツーリズム、週末休暇を利用した農家民宿など、まだまだ未知の可能性を秘めた地域であると思います。

私の長男はいま大学生ですが、あるとき集落の人から「お前にとてこの秋元とは」と問われたとき、「ここは自分の原点で、今の自分という人間をつくり上げた土台の地です。だから自分はこの地を切り離しては考えられない。」と答えてくれました。息子もこの地を誇りとし、近い将来はここに帰ってくるつもりでいるようです。また、高校卒業後は農業後継者として地域にとどまることを希望している子供もあり、地域の担い手は少しずつですが育っているようです。

高齢化が急速に進んでいる今、活力ある農村をつくるためには外との交流が大切であり、山間地においては集落と地域幹線道路や病院、文化施設などの拠点施設を連絡する道路の整備がどうしても必要だと考えています。

このような役割を果している中山間地の振興策を新農業基本法に当たってぜひ盛り込んでいただきたいと考えています。

最後に、先般の台風19号に対して述べた「るーらるたいむす」の一部を持ってまいりましたので、委員の方々に御一読いただければ幸いです。

**木村座長**：ありがとうございました。

それでは、池田さんお願いします。

**池田氏**：皆さんこんにちは。長崎県で農業をやっております池田でございます。

先ほど来、熊本県の経済連の会長さんの方からもお話がございました。重複する点がございますけれども、私は現場の声としてぜひ皆様方に訴えたいと思います。

国の農業政策自身につきまして、私たち農業の立場からしますと矛盾だらけでございまして、相反するところが大変多いことをまずもって指摘をしておきたいと思います。減反をしながら米を入れるということ自身が、これはもう我々農業者にとりましては憤りを感じているところでございます。

九州はもとより、私の住む長崎県の立地条件につきましては離島が大部分でございまして、本土の46%、またその中の半島が本土の33%、大変に地形的にも複雑な条件でございまして、平地はその中の10%でございます。中山間地の傾斜地の多い長崎県でございます。

そういう中で、皆様方も御存じだと思いますけれども、今大変なる議論をされております諫早干拓問題が出てくるわけでございます。我々長崎県につきましては、どうしても平坦地の優良農地がほしいという現場の我々の農業団体の声、また現場で農業をやっております地域の声が十分反映されないまま、中央におきましては大変な公共事業の投資だということで議論がされているようでございますけれども、全く地域の実態をわからない方々が地域に出向いてきてやられると、これが今のおかしい流れではないかと、かように思っているわけでございます。

こういう地理的条件でございますけれども、といった環境の中で現場の声を十分理解していくために、矛盾点があると言いましたけれども、国的新政策も平成4年の6月に打ち出されました。はやもう4年たつわけでございます。これにつきましては私自身も長崎県の中で畜産農家の方もおられますけれども、耕種農家として規模拡大の土地利用型を目指してきたわけでございます。

といった中で、国の政策に基づきまして、目標を設定しまして、国自身が米に関しましては10町歩から20町歩の農家経営体をつくりたい。あるいはまた50町歩以上の農家を何戸つくりたいという政策の中でかえられたことに対しまして、水田と畑作経営、また畜産という複合経営を組み合わせてやってきたわけでございますけれども、大変にそのものが厳しい実態になっているところでございます。米に関しましては先ほどから話がございましたように、食管法から新食糧法に代わりまして、米の市場開放、自主流通米の価格によりまして大変悪化をしているところでございまして、私たちの経営にとりましても大変厳しい実態でございます。

まず、第1点、第2点、第3点として食料政策と農業政策、特に農地・担い手の問題、また農業団体から見たとらえ方、農村政策ということで3点についてお願ひをしてみたいと思います。

まず第1点でございますけれども、食料政策につきましてはウルグアイ・ラウンド合意による貿易自由化によりまして、食料自給率が先ほどから言っておりましたように先進国の最低になりました42%、これは大変な事態だと国民の方々もこれにつきましては十分理解をされているようでございます。我々にとりましても国民の8割は、基礎食料は国内で生産すべきであると考えておられるということでございます。我々農業者にとりましても日本の食卓は日本の土からということで、新鮮と健康と安全性を考え、消費者、あるいは国民のニーズに応えたいということで生産体系の中で努力は常にしているところでございます。農業政策の食料をただ経済効率だけでとらえて経営ができるものではないということを十分認識をしていただきたいと思います。

第2点目でございますけれども、農業政策につきましては、食料自給率の低下に伴いまして担い手不足現象、農家の嫁対策の問題、耕作地の放棄、遊休農地の増大、農家の農業離れは大変加速化している現実でございます。農産物の総自由化は農家から農業に対する将来の展望と意欲を失わせ、特に土地利用型、規模拡大も難しく国際的市場競争力レベルには当然難しい点があるわけでございます。ここ3年ほど水稻の豊作が続き、平成9年度政府備蓄米150万トンを計画されましたけれども、400万トン強になろうとしております。我々にとりましては作況指数が102とか105とか、大変喜ばしいことでございますけれども、それが逆行しまして豊作になると米価は下落しまして、減反政策ということにつながりまして収入は減る一方でございます。

他方から考えてみると、農業資材関係につきましても、また機械施設の整備等加算がきますし、農業意欲、特に取組を継続しようとする農家の減少は農業から脱皮するのが当然であると私は考えています。その上米の市場開放、規制緩和、米の下落など不安定を促進するとなれば、新規卒業者、新規就農者は減る一方でございまして、これは全国的な共通問題ではないかと思っています。

現在の農業の大部分の農家の実態の生計は兼業農家の収入、農外収入とで維持をされております。農業収入がいかに低いか論より証拠でございます。

大変恐縮に存じますけれども、私事のことをとらえてみますと、水田を例にあげますと、水田5ha、10俵とれまして500俵、反収当たり平均15万円、総売上で750万近くあるわけでございます。その所得比を考えますと40%でございます。40%ということは300万でございますので、高校・大学を卒業しまして就職した新卒者の所得にも及ばないのが今の実態でございます。

こうした状況の中では後継者が残るはずがないわけでございまして、こういったことにつきましては今後の国の政策上十分に考えていただきたいと思います。就職難の中におきましても、当然こういった中におきましては大学・高校を卒業した方々はその所得の比率を考えまして当然農業に後継者として残るわけが

ないわけでございます。既農業者を含め農業は低所得、不安定、将来の展望も不透明であれば、農村人口は減少し、都市へ向かって流出するのは当然でございます。

我々の農業・農地は生活をするための職場であります。農地はあくまでも自分たちにとりましては職場と考えているわけでございます。財産ではないわけでございまして、売買して初めて財産であると思っております。現実の経済効率からみますと、我々農業者の農地は国の財産を農業者が守っているといつても過言でないような気持ちがしてならないわけでございます。

どれだけの農地で何をつくり、また複合経営の営農類型の中で生活できる直接所得補償が急務であると同時に、生産・販売・流通が変わる中で、行政、農協、生産者、三位一体で取り組む大事な時期になっていると思います。「量は力なり」と言います。組織力の営農生産体系の中で市場・スーパー・量販店、品目の組み合わせによって長期継続出荷、年間契約をできることが信用につながる大事な時期だと思っております。農畜産物の自由化攻勢の中で支援策を特にお願いをして

おきたいと思います。

第3点目につきましては、農村政策について、中山間地対策として俗に言うデカップリング方式、直接所得方式をぜひ導入してほしい。専業農家対策、農業で生活できる専業農家の直接所得方式についてもうちょっとありますけれども、時間が来ましたので。

**木村座長**：ありがとうございました。

それでは、木塚さんお願ひします。

**木塚氏**：私は農業ウエイトの比較的高い佐賀から参りました。食・エネ・環境総合研究所を主宰いたしております木塚でございます。

この3月まで農業団体、佐賀県農協中央会に在職いたしておりました。農業団体の組織問題あるいは事業あるいは運営問題に携わってまいりました。また反面、現場での生産指導なり、あるいは流通対策、農家の営農指導、こういったものにも深くかかわってきた者でございます。そういう意味で、生産現場の体験を通じまして、今までいろいろ陳述人の方が言われました点は極力避けながら、4点について申し上げてみたいと、このように思います。

その1点目は、日本農業の位置づけを明確にしてほしいということでございます。今さらの感はいたしますけれども、現行農業基本法が制定されまして、既に36年を経過いたしておりますが、その間の経過あるいは現状におきます乖離の状況、非常に拡大しております乖離の状況、その実態を反省しながら、さらに、現在、非常に農業、食料あるいは農村問題は、激動、激変いたしておりますその現状と、今後予測されます将来をしっかりと見据えながら、的確にとらえながら、ここでは統一された思想といいましょうか、日本農業に対しまず統一された思想あるいは統一された理念のもとで位置づけをしてもらいたいと、すべきじゃないかと、このように思います。

さらに、現在は非常に暗い面だけが強調され過ぎてあるという農業分野でございます。したがって、位置づけの場合にも、当然ながら発展可能性に夢を託し得るような、日本農業の方向性、そしてまた、その実現を目指します農業経営者の着地点あるいは我が家営農の着地点を明白にしていただかくということが必要じゃなかろうかと思っております。

しかし、既に日本農業の方向性だと、あるいは我が家営農の着地点というのは、これはちょっと古うございますけれども、これは平成4年の6月でしたか、農水省が公表いたしております「新しい食料・農業・農村政策の方向」、あるいは平成6年の8月ですか、農政審議会が報告いたしております「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」と、こういったものの中に明確に打ち出されておるというふうに私は認識をいたしております。

しかし、それが必ずしも一般に認知されていないというところに大きい問題があるわけでございます。したがって、現在の農業施策を見てまいりましても、あるいは農政活動面を見てまいりましても、その一部は既に政府によって施行されております。またそれも既に定着している部分もございますし、またその効果も発揮しておるというふうに思います。したがって、今、先生方で検討いただいております食料・農業・農村基本問題調査会でいろいろ議論されております、それは、過去公表されております、その幾つかの施策と十分整合性を保ちながら、既に定着しておりますそういう事態については、さらに延長していく、力づけをしていくという方向でひとつお願いをいたしたいと、こう思います。これが1点目です。

それから2点目でございますけれども、品目別食料自給率にひとつ数値を定めた目標設定をお願いいたしたいということでございます。

この食料自給率に具体的に数字を示すと、あるいは目標を定めるということについては非常に難しい、これはもう十分把握できます。しかし、現在、地球規模で食料需給が非常に逼迫してあるという予測が報道されておりますし、その中にあって、我が国の食料自給率、これを見てまいりま

しても、これは平成6年は前年度の不作によって、一時的には上がりましたけれども、毎年、毎年、自給率が低下しておるというのが実態でございます。したがって、この食料自給率の低下に歯どめをかけるためにも品目別に具体的な数値を示す、そしてそれに向けて全部が努力していくと、政策も、あるいは政治も、あるいはこれを具体的に実践する農家、生産者自身も、その目標設定に向かって頑張るということが必要じゃなかろうかと思います。

したがって、この場合には、当然ながら、食料安全保障という視点からも今、時々、見受けられます食料の自給力だとか、あるいは供給力だとかという、そういう抽象的な表現ではなくて、具体的な数値を示すことによって食料自給率の向上対策を施してほしいというのが、その2点目でございます。

3点目でございますけれども、私は日本農業は国際分業論になじめないと、このように思っております。言いかえますと、これは農産物の自由化論に通じるわけでございますけれども、現在、日本農業は非常に早いテンポで国際化いたしております。あるいは日本に対します輸出攻勢の実態を見てまいりましても、今後ますます早まっていくんではないかと、こういうふうに思います。

したがって、このことは日本農業の国際分業論を容認するということになりかねませんので、その点、島国であります日本農業は、どうしても自給率の低さ、あるいは国際分業論になじめないということを、この際、明確にひとつ位置づけをしていただく必要がありはしないかと。

それから4点目でございますけれども、これは中長期視点に立った精度の高い食料・農業・農村のビジョン策定をお願いいたしたいと、もう既にビジョンはあるというふうに言われるかもわかりませんけれども、それが必ずしも定着していない、こういうところに問題があるんじゃないかと思います。

したがって、現在、この基本問題調査会では、多岐にわたります項目で、非常に次元の高い議論が行われております。私も格調の高いというその点では評価をするものでありますけれども、ひとつ答申に当たりましては、食料・農業・農村の持つ機能性だとか、あるいは経済性、あるいは効率、効果性、こういったものを勘案いただきまして、実現可能な、あるいは実効性のある答申に結びつけていただきたいと、このことをお願いし、意見陳述を終わらさせていただきます。ありがとうございました。

**木村座長**：ありがとうございました。

それでは、島田さん、お願いします。

**島田氏**：私は、地元熊本で酪農を営んでおりますので、その立場から本日は意見を述べさせていただきたいと思います。

私の住んでいる熊本県菊池郡合志町の1戸当たり生産農業所得は約360万円で、九州517市町村中、14位、熊本県94市町村中、9位のかなり上位に位置しております。しかし、もともとは農村集落型の農業生産の盛んであったこの町も、近年は熊本市のベッドタウン化が進んで、都市近郊型の農業に移行しつつあります。

約500戸程度の農家のうち130戸程度が専業農家で、そのうち約80戸が酪農家ですので、酪農の盛んな地域と言えます。我が国の食品市場において、米の約1000万トンに対し、牛乳、乳製品は約1200万トン、現在の牛乳、乳製品の国内需給は、我々酪農家の努力により約75%を何とか維持できると考えます。酪農家戸数は過去30年間でピーク時の10分の1に減少しましたが、経営規模は約12倍に拡大しております。これは稻作の1.2倍の規模拡大に対し、酪農の平均生産規模は稻作経営の10haに相当します。さらに牛を飼う酪農は生乳生産だけでなく、国内の肉牛生産の約6割も担い、生きた牛を飼っていることにより、食料としての動物性蛋白質を備蓄している産業であるとも言えます。

合志町内80戸の酪農家の平均飼料作付け面積は、自作、借地合計5haですので、農家数では約15%の酪農家が町内1200haのうちの3分の1の農地を利用、管理していることになります。日本全体で見ると、全農地のうちの約1割を利用、管理していることになります。合志町でも、稲作経営は厳しい減反を実施しておりますが、そのうち43%は酪農家が飼料生産に利用しております。地区によっては、酪農家の飼料作付けが転作面積の7割を超えるところもあります。我が国の優良農地の確保、管理は、このように酪農などの土地利用型の作目が担っていることをまず理解していただきたいと思います。

さて、こうした減反田や耕作放棄地を利用した飼料生産にも、実は大きな問題があります。減反や耕作放棄地には、当然生産性の低い農地が優先的に回されます。また、こうした農地は小面積で、しかも分散しています。仮に、集約化され団地化されても、畦畔を取り除くことは貸し手の同意が得られず、飼料づくりの生産性を高めることは極めて困難です。最近は、穀類だけでなく粗飼料も輸入物を使う傾向が強まっています。しかし、多くの酪農家は少々コストがかからっても、農地を守り、自分たちで飼料を自給しようという気持ちを持っています。ましてや、耕作放棄地になることがわかっているのに、近所の農家や親戚から預かっている農地を無慈悲に返してしまうことなどできません。それでも、酪農における飼料の自給率は昭和40年の60%から平成7年の35%へと低下しております。

そこで、食料自給率の議論を行う際に、ぜひ我が国農業における優良農地の維持、確保、酪農における土地利用及び酪農が持つ農地管理機能等を関連づけて、食料生産のための飼料自給率を政策的に今後どうするのか検討をお願いいたします。

合志町でも農業後継者が少ないので、今後は農地の利用集積が期待されますが、畦畔を取り除き、長期的には1枚3haぐらいの農地が確保されるようにしていただければ、飼料の生産性は飛躍的に高まり、飼料自給率を高め規模拡大を進めることも可能となります。

酪農家の多くは、専業農家で夫婦2人で一日中町内で仕事をしております。一方、多くの兼業農家は昼間は熊本市など、町外に働きに出かけます。このため、町や地区の中で、自治会やPTA、消防団などの社会的活動の中心は、酪農家を初めとする数少ない専業農家となっています。私も地区消防団の部長と合志町女性懇話会の委員をしております。酪農家は積極的に地域の仕事を引き受けて地域の人間関係を大切にしたいという気持ちを強く持っております。

さて、酪農家の仕事は、毎日乳牛に餌をやり、搾乳し、生乳を出荷するため1年中休みがありません。このため、他の作物にない自主的なヘルパー制度が全国的に確立されております。酪農ヘルパーは全国で2500人、熊本にも50人がいて、酪農家の仕事を手伝っております。正直言って、この利用料金は安くはありません。熊本の平均的規模の酪農家が1日ヘルパーに仕事をお願いすると約3万円が必要です。しかし、この酪農ヘルパー制度によって、酪農家も1年に何回かは家族旅行ができるようになりました。ヘルパー制度によって日本の酪農経営の姿は大きく変わりました。

ただ問題は、先ほど述べました自治会やPTA、消防団などの社会的活動に参加するためにヘルパーを活用せざるを得ないこともあります。町や地区の集まりは、酪農家にとって搾乳で最も忙しい時間に行われます。おのずとヘルパーが必要になります。酪農家はみずからヘルパー費用を負担して、こうした社会的活動に参加することになります。

ここで、私が強調したいことは、兼業農家の増加、高齢化、混住化の進展の中で、数少ない専業農家が地域社会を支えているという事実です。今や専業農家の多くを占める酪農家は、単に牛乳、乳製品の原料を供給するという役割だけでなく、農地の有効利用や管理の機能、さらには地域社会を維持する重要な人的役割など、すぐれた公益的機能を果たしているということを御理解いただきたいと思います。

今まで、私は酪農家が地域農業や地域社会の中で、どのような役割を持っているかということを報告してまいりました。そして、そうした役割を果たすことが実は酪農家の負担によってなされてい

ることを紹介しました。

私たち酪農家は、減反田や耕作放棄地の利用、地域のさまざまな社会的活動の参加に対して不満を述べるつもりはありません。これからも自分たちに課された役割として誇りを持って頑張っていきたいと思います。しかし、そうした現実を周りの人々にも理解していただきたい。消費者に、広く国民にわかっていただきたい、そして、こうした酪農家の活動や役割をしっかりと評価する農業政策であってほしいと思います。

以上について、基本問題調査会における検討に対し御配慮いただきますようお願いいたします。終わります。

**木村座長**：ありがとうございました。

最後になりましたが、染川さん、お願ひします。

**染川氏**：鹿児島から参りました染川です。

本日は山間部の基盤整備もままならないような、どんどん高齢化が進む農村の耕地をその公益的機能や国土保全の意味からも残していく必要があると、先ほどから話も出ていますが、どのような方法があるのかという観点から、具体的な例を入れながら話をさしていただきたいと思います。

世界的には、近い将来、食料危機が危惧されている中で、本来、水田の機能を守りながら実施されるべき米の減反政策は、価格の維持だけの政策となって、山間部の水田の荒廃はどんどん進んでいます。鹿児島のように、米の移入県は、水田耕作農家といつても自家消費分だけをつくつてたり、出荷していても、それが収入の大部分を占めるというような農家は多くはありません。転作の配分をしても兼業農家ですから、ほかの作物を生産することは少なく、保全管理の状態で置くしかないのが現状でございます。

おまけに山間部は不整形で収量も少なく、イノシシなどの被害を避けるための電気柵の張り回しなど、余計な労働も多くあります。そんなに大変なら作らずに買って食べればいいじゃないかと思われる方もいらっしゃることでしょう。私も親を見ていれば、そう思います。どこの家にも、日曜日に仕事をするために一式の機械をそろえてあります。それぞれの機械は、ほとんど1年に1回活躍するのが精いっぱいです。10年前の機械を大事に使っているといっても、実質10日しか使っていないということになります。それでも年数がたてば調子が悪くなり、50万円、100万円と更新をしていかざるを得ません。それだけあれば何年食べていけることかと思います。全く道楽のような気がいたします。逆に言いますと、何と足腰の強い経営なんだろうということも言えるんじゃないかなと思います。

しかし、このような農家がいて山間部の水田が守られ、国土保全がなされていることも事実であることを思っていただきたいと思います。このような方々の努力と多大な負担によって僻地の水田が守られていると考えてもいいのではないでしょうか。

ところが、こういう方々が第一線を退いたときに、そのような農地はどうなってしまうのかということを考えていただきたいわけです。確実に食料の不足する時代がくると考えられている今、車で簡単に行き来できる範囲の都市部に住む比較的時間の自由になる、例えば、土曜日、日曜日の休みがきちんととれるサラリーマン家庭などとの交流によって解決できるのではないかと考えるわけです。

現在、進められている農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律等では、都市に住む方々の心の安らぎが中心になっています。今はやりのキャンプ場とか、オートキャンプ場とかの設置もごみが増大するだけで、そこに住む人たちとの眞の交流はなかなか深まりにくい感じがします。また現実の社会情勢の中では長期間休暇をとれる現状ではなく、現実としてグリーン・ツーリズムの定着化は難しいのではないかなど、僕は思います。

そこで、ただ楽しむだけではなくて、労働し、収穫物を得る楽しみを味わえる都市と農村の交流を図ることによって、例えば、契約された市民農園のように耕地を利用していただき、保全していく形で対応できないものかと考えるわけです。当然、農繁期の忙しいときには、その農家の農業の手伝いも行い、都市の方々のつくった作物のふだんの管理は農家の人にしてもらうというようなことにしますと、身近なふるさとがそこにできてくるのではないかなと思い浮かべます。

そのための農道とか、水路の整備、農業機械、農家住宅の増改築、これは都市から来た人たちの寝起きするスペースとか、合併浄化槽の設置による水周りの改善等、環境保全とか、交流に必要なものに限っていいと思いますが、そのような助成をしていくことになると、個人には今交付されることのできない補助金制度の中で、地形的な制約とか、グループをつくって補助事業を実施することのできない山間部の農家の方々も補助事業等を利用しやすくなるのではないかと考えます。

農山村に住んでいる方々というのは、そこに住んでいるだけでも農地や山や森を守ってきているのだから、何らかの助成をすべきであるという考え方もあると聞いていますが、この方法でいけば、大きな負担をしながら、国土保全を担ってきた農家の経済的な負担の軽減と、都市から訪れる方の精神的な潤いにより、真の心の交流が図られ、そのような考え方にも答えられるのではないかと思います。

農村の公益的機能に対しても、国民のある程度のコンセンサスは得られていると言われていますが、それは恐らく実感として感じているのではなく、知識とか、良心とか、そういうもので具体的な案を考えていなくて、負担が伴うと思っている人も少ないのでしょうか。この方法なら、そういう形で賛同される方が気軽に参加していけるのではないかということを思います。

鹿児島の南の方に奄美という島がありますが、その知名町役場の方が奄美の地域経済の自立のためには、まず、地域の資源を用いて地場消費のための生産が行われる地域農業の確立の大切さということを訴えられていますが、資源の乏しい日本全体にとっても、このような視点での農業政策を進めていく、そういう時期になって来たのではないかなと思います。

都市と農村の実質的な交流を深めながら、農地を保全し、食料の自給率を高めつつ、次世代を担う子供たちに農業体験をさせる手を打つことにより、何らかのときに生き抜いていける次世代の子供たちが育つのではないかと考えます。

学校の学習農園とかではなく、実際に農作業を体験して汗をすることで、農業の役割とか、意味、自然の美しさとか、恐怖、命の意味を感じてくれれば、将来の農業はまた明るい展望が開けてくるような気がします。今話題の「もののけ」の世界がそこにあることを実感できるような、田舎を残していくような農政に期待をして発言を終わらせていただきます。

**木村座長**: ありがとうございました。

## 5 . 意見交換

**木村座長**: これで、皆様方の意見陳述を一通りしていただきました。

これから、こちらの委員あるいは専門委員の方々との意見交換をさせていただきたいと思います。その折、先ほどの言い残したことがございましたら、またお話をいただければと思いますが、最初に、委員、専門委員の方から今までのさまざまな御意見、あるいは御要望、御提案等に対して、御意見とか、あるいは御質問等がございましたら、御遠慮なくお願い申し上げます。どなたからでも結構でございます。

**前川専門委員**: 私、仕事が町長でありますから、木下さんにお伺いしたいと思います。

クリークのお話を出しまして、水のことをお話されました。これは福岡だけでなく全国的なことだと思いますが、それは今までのことと、これから一体どうなるのかということを私、大変心配するわけであります。水の管理は一体だれがやっているのか、それはほとんど共同か、共同的な土地改良区ではなかろうかと思います。担い手のお話をされましたら、担い手がいなくなつた場合、その土地改良区がどうなるのか、共同作業がどうなるのか、このことについて、どうお考えですか、お聞かせいただければありがたいんです。

もう一つは、九州の農地の整備率52%で、大体半分でございます。特に島田さんもそういうお話をされておりましたが、これからもっと整備が必要だと、農家の皆さん本気でそうお考えになつていいかどうかということも、頂戴できればありがたいと思います。木下さんから。

それから、宮崎県の高千穂町の飯干さん、大変私感銘しました。あなたのような人を奥さんにした旦那さん、幸せだと、こうつくづく思いました。こんな方々が農村に暮らしていただければ農業の前途は心配要らないというふうにも思うわけですが、現実はそう生やさしいことじゃないんですね。涙ぐましい努力があったなど、こういうふうに承りました。特に、あなたの子供さんが帰ってこよう考えておられる、それがすばらしい。そういう教育というのが、全国の農山村に広まるようなことをするために、一体どうしたらしいのか。

それから、これ難しいかもしれません、今やっぱりもっと道路なんか必要なんだと、こういうことだと思います。これも農山村は整備をしなければ、あなたが思われてあるような、標高500mに新しい農業をやっていく、そういう農業というのは、中山間地帯の新しい振興策がなければ成功していけないのでなかろうかという感じもしましたが、その点についてお聞かせいただければありがたい。

**木下氏**: おっしゃるとおり、水管理は農家と土地改良区でやっています。今おっしゃるように、担い手がいなくなつたらどうするかということですが、今のところ、幸いに町内に担い手もありますし、それから昭和10年代前の方たちも残ってくれておりますから、できますが、私、土地改良の水管理もかなり簡便になってきておりますから、恐らく溝さえその他が、これは肉体労働ですけれども、それ以外のことについては、これは担い手が残れば、これは十分管理していくことだと思っております。

それから、もう一つ、圃場整備でしたか、これは私どもの方では早く済んでおりますけれども、まだ残っております。そこでも農業は営まれておるわけでございます。そういう農業を営んである熱心な方たちがある地区について農地の圃場整備というのは、これはやはり必要なものだと、私も理解しておりますし、早くやり上げてほしいものだと思っております。

**木村座長**: じゃ、飯干さんの方から。

**飯干氏**: 私たちの集落の高齢化率が36%で、ひとり暮らしの家もありますが、これが完全になくなってしまわないことをやっぱり信じております。こういった私たちの地道な交流や活動を通じて、自分たちの地域に自信と誇りやこだわりを持つことが大切だと思います。こういった地道なことをやっていけば、集落から完全に人がいなくなるということはないと思います。

**木村座長**: ありがとうございました。おっしゃることはよくわかります。

**横川専門委員**: 米ヶ田さんにちょっとお願ひしたいと思いますが、私は外食産業に携わっておりますし、私個人の考え方とすれば、皆さんと全く同じように、50%、2分の1は日本の食料を自給しなければならないだろうという意見も持っております。ただ、今までのやり方では、願望にすぎないわけでして、これはだんだん先細りになっている現状をどうにもならないわけです。ただ、そこで発想を変えることによって、私はそういうことが可能であろうと思っております。

外食産業は何でも輸入をして、安いものを使っているだろうというふうに多くの方が考えておりますけれども、決してそんなことはありません。むしろ、国産品をできるだけ多く使いたいと思ってお

りますし、国産品に対する信頼を持っております。業界としても、外食産業は農家と、あるいは農業と親戚づき合いをしたいんだと、そういう主張もしております。

実は現在、皆さんも御案内のように、食の外部化ということが進んでおりまして、家庭で余り食事をつくらない、外食に来てくださる方、それからコンビニエンスストアで簡単に買ってきて召し上がる方、いわゆる総菜店の繁栄というようなことも含めまして、外部化が大変進んでるわけです。その外部化というのは、どうも計算で見ますと、ざっと2分の1を超えてつあるというふうにも思われております。

ということは、昔と違って今、日本の食料を消費する側は、大きなユーザーになってきているということです。例えば、外食で申しましても、1社で年間に数万トンのお米を使っていまして、どうもお米の4分の1は外食で使われているというふうな状況になっております。

それから、農産物についてだけ、ざつといつても3分の1ぐらいは外食あるいは食品産業と合わせまして、それぐらいが使われておると、そういうふうになっているわけです。それで、我々は消費者のサイドから、お客様が欲しいと思うものを我々は提供するわけですから、そういうものを農業の方でつくってもらえば、幾らでも国産はまだまだ十分に対応できると、例えば、価格の問題にしても、盛んにこのごろ有機野菜とか、あるいは有機のお米をというふうな言い方をして、有機のその表示について、また議論も別にありますけれども、少なくとも自然に栽培されたものをもっと使いたいという取り組みをしております。

ある外食企業では、ちょうど現在、新米として熊本の米ヶ田さんのところで取り組んでいただいたお米を約4000トンほど使っているわけです。これは約3年ほど前から、直接経済連さんと取り組みを開始して、こういうお米をつくってほしいということに基づいて作っていただいています。

そこでお伺いしたいのは、そういう取り組みを私はこれから農協さんに、あるいは経済連さんが新しい時代に向かって取り組んでいただきたいというふうなことを考えているものですから、実際に取り組んでいただいた立場から、逆にいろいろ問題点とか、あるいはお考えを聞かしていただければありがたいと思っております。

**米ヶ田氏**: 外食産業には大変御世話になっておりまして、熊本のお米を御愛顧いただいていることに対しまして、本当に感謝申し上げたいと思います。

ただ、外食産業と量販店の問題、とりわけ、我々が一番取り組みが厳しいのが量販店関係ですけれども、外食産業の業界におかれましても、逆に我々農業者に要求されることは、まずは安定供給という問題が当然出てくるだろうと思います。

さらには、安心、安全、いわゆる食の安全性ということが、この次に出てこようかなというふうに思います。また農業の現場におきましても、そういう面については、当然ながら、最大の自助努力というものはやっていかなければならないというふうに思っております。

ただし、一番我々がこういった団体の中にあり苦悩いたしますのが、率直に申し上げますと、価格の問題と、生産力は今後どうなるかという問題、非常に心配しております。価格の問題より以上に、私が今深刻に考えてるのは、私が農村の一集落に住んでおりますけれども、委員の皆さん方も御案内のように、今全国農業、いわゆる就農者の平均年齢約50歳、新規就農者は年間に1800名から多くて2000名程度です、新規就農者、全国規模でそれくらいです。私の集落近所をずっと見ましても、あと5年後、10年後、1つの集落の中に専業農家が全くゼロになるのがかなりあるんですよ、現実はそうなんです、農業の実態は、集落が消えようとする、専業農家がいなくなる、専業農家が減っていって兼業農家ばかりになった場合は、いろんなきれいごと、こういった文書で並べたとしても、本当の集落としての機能が果たせなくなってくるという心配を現場におりながらしております。

ただいま委員さんから御指摘いただきましたようなことで、我々も今後、いわゆる生産コストの低

減、当然ながら最大の努力をしますけれども、先ほどちょっと意見陳述の中でも申し上げましたように、何せ、生産物はこれだけでというひとつの我々の目標を掲げながら自助努力します。しかしながら、生産資材なり、土地なり、労賃なりがどうしても外国と比べると非常に高いものですから、やっぱり我々が現場として勝手なお願いかもしれませんけれども、農産物のいわゆる内外価格差の縮小の前提として、可能な限り、生産経費の、いわゆる資材等を含めた生産経費の内外価格差の縮小を前提としてやっていただくことが、私は農業の競争力を強めてくると思う。同じ商品を作るにしても、外国よりも相当高いコストの中でしかできない、一番高いのは土地なんですよ。そういった中で、商品だけを内外価格差を縮小しろといつても、現実問題は非常に無理なんです。だから、そこら辺の問題と、やっぱり輸入農産物との絡みの中で、おっしゃるように外食産業なり、やはり量販店の皆さん方の思うように意に沿えない農業の現場の実態もございますけれども、熊本の米でも御愛顧いただいております、野菜なり、果実を含めて、今後とも末長く御愛顧賜りますとともに、我々も農業の現場で最大の努力をいたしますので、よろしくお願ひしておきいたと思います。以上です。

**木村座長**：それでは、坂本さん。

**坂本委員**：私は、農業者を代表してこの委員として大変責任を感じているんですが、お二方、島田さんと木塚さんにちょっと御質問させていただきたいんですが、簡単に述べていただければ結構なんですが、まず島田さんが、今もお話が出ました専業農家がまさに農業の担い手と同時に、地域社会の中心的な担い手であるとおっしゃっている、これ私全く同感でございます。そこで、今ヘルパーの支援とか、転作水田再編の農地を、転作田をある程度団地化なり、整備という支援という御説明ありがとうございましたが、地域において、その担い手に対して、危機感とか、これからどうしてほしい、中核農家として専業農家としてこれをしてほしいというところがありましたら、もう1、2点お聞かせ願いたい。

それから、木塚さんは、農協の大先輩として、随分もうすべて農業協同組合活動というもの知り尽くされて、卒業になっていると伺って、日本農業のビジョンをつくれと、こういうことです、そのJA、これから農協のビジョンを考えるとしたら、あなたはどうお考えか、簡単でいいですけれども、お聞かせ願いたい、この2点、島田さんからお願ひします。

**島田氏**：簡単なようでなかなか難しい質問ですけれども、今我々が一番望むということ、先ほどお話ししましたように、まず規模拡大できる基盤づくり、ちょっと大きさでしたけれども、1枚が3町歩の圃場とか、そういうことと、木塚さんの方にもありましたように、ビジョンということで、私も酪農家2代目ですので、そろそろ牛舎なり更新しなければならないような時期にきておりますけれども、先のビジョン、先が見えないという言葉でいいかと思いますけれども、その辺で思い切った投資ができない、そういう点ですので、やはり先にかすかな明かりでもいいから見えるような状況にしてほしいということです。

**坂本委員**：特に、こういう支援がほしいということがございますか、2、3お聞きしましたけれども、資金とか。

**島田氏**：資金的には、認定農家に対する「資金」とかありますけれども、私まだ利用しておりませんけれども、利用された方の話を聞いて見ると、申し込んだ時点からその資金がおりるまでの期間が長過ぎるというような話は聞いております。

**坂本委員**：ありがとうございました。

**木塚氏**：指摘されましたJAのビジョン策定について、あるいはビジョン、あるいはJAの姿だらうというふうに理解いたしますが、これまた非常に難しい問題だと思っております。ただ、これは避けて通れない問題だと認識をしますが、この場合に、私はJAは組合員との間で明確な機能分担をしながら処理していくべきだ、例えば、生産者は生産活動に専念できるような体制、あるいは農協は組合員の負託にこたえ得るような体制、こういったものを明確にお互いに理解し合いながらやっていけば、私は共存できるというふうに思います。

と申しますのは、やはりこれだけ国際化してきますと、農家自身が、生産者自身が完結機能を果たすと、すべて完結していくと、こういう事業でないと、それも対応できないと思います。特に、経営者が規模が大きくなればなるほど、そういう完結機能には限界がありますので、そこを生産者と農協が機能分担していく、これはいろいろ手段方法はあると思いますが、また地域差もありますから、一概には言えないと思いますが、私はそういう基準でしていけば共存できるというふうに感じています。

**坂本委員**: ありがとうございました。

**伊藤専門委員**: どなたに伺っていいかよくわからないんですが、お答えは生産者からと、それから小野さんからいただければと思います。

アンケート調査、意識調査をすると、日本の一般国民は、自給率を向上すべきだとか、少しぐらい高くても日本のものを買うよという認識が出てくるんですよ。では、本当にそれが行動に出ていいかというと、私は消費者運動している者として大変反省に立っているんですが、行動は違うんです。意識と行動は違う。そういう消費者が大変多いわけです。というのは、やはり誰でも生活者としてはどうしても安い方がいいに決まっています。ということで、その安い方へ行動を移すというふうに私は考えているわけなんですけれども、そのことを、小野さんあたりはどうお考えになって、どのような活動をされているのかということを伺いたい。

それから、生活者の方が安い方へ移ることはいたし方がないことであろうと私も思っています。でも、生産者にも再生産を確保するための所得補償が必要だと思うわけです。その場合に、私は物を生産して、そしてそれを売ることによって所得が得られる、これが理想的な姿だと思うんですけども、やはりある種、所得の補償のためには生産物を売ってということだけではない方式が必要かなとも思っております。具体的にこういう方式がいいんではないかということがございましたら、池田さんや島田さんにお伺いしたいと思います。

**小野氏**: 私の方から先に発言させていただきます。

今、伊藤先生の方から御指摘のあった点ですが、私どもも非常にそういう点を懸念しまして、先ほど紹介しました100人委員会、まだほかにもたくさんこういうブロックをつくっておりますが、今5年目でございます。

当初は、そういうやはり調査活動と実際の行動のずれあたりが非常にはっきりとありました。でも、私どもこれをやっているうちに、非常にそれというのは、私やはり皆さん方の声を代表して言いますと、本物の味というのが、余りにも皆様方に理解不足だったわけですね。大分県は農業県であるとともに、非常にそういう危機感というのは青空市場とか、無人スタンドとか、若妻の店とか、非常に、車でちょっと出れば、そういうところはたくさんあるわけです。その中でやはり本物の味というのを知って、やはり今中心部でやっているものでも、非常に遠いところは1時間くらいかけて、近いところは30分ぐらいのところから、実際自分がつくっている人が皆さん持ってくるわけです。その中で、会話が非常にうまくいくようになります、やっと2年目、3年目、現在はそこらのお店が市場を通したものと確かに違うと、でも50円違ってもいいよという方が非常にふえてきました。そういうのもやはり業者の方も農業技術センターとか、農水産加工指導センターとか、そういうところがありまして、やはり、残った野菜をどうするの、もっと地域食品はみんなで育てたらいいのじゃないのか、やはり余りに広域流通が過ぎているのではないか、もっと地域は地域の特産品があるんじゃないのかと、それは私たちがやっぱり声を上げなきゃいけないんじゃないのか、というのが、一つのやはり行動なんですね。

それで、非常にやはり畜産物は別としまして、水産物もそうです。皆さん方で先ほど私紹介しましたが、見学とか、共同学習あたりは、やはり農村部、漁村部の主婦とも交流があるわけです。その中で、やはり関アジ、関サバの問題もありますが、何もそんなにしなくとも私たちすぐ近くにこんなにいいものがあるんじゃないのかと、だから、私たちがかえって知らない人に伝えにこうという中で、やはり私たちはそういう価格差、少しぐらいは不規則でも、本物の味を皆さんに伝えにこうよ

ということをやってありますので、今、伊藤先生が御指摘の明快な答えとはならないにしても、先ほど有機野菜のこともありました、私どもはできるだけ消費者の側が、消費者の方に輪を広げていくというような形で行動をやっております。

私が申し上げたいのは、やはり地域流通とか、広域流通のもっともバランスをとった形で、余りにも私も調べてみたら、ニンニクからブロッコリーからアスパラから、バナナはもう台湾というイメージはないんです。フィリピンが8割以上占めているわけです。市場も調べてみました。皆さん、それは消費者の方が調査をやった時点で、全部大分市内、県下を12ブロックに分けて調査をしてみました。これでいいのかなと、そういうことが、そういう危機感がやはり行動に結びつくというような形で努力しております。以上です。

**池田氏**: それでは、先ほどの質問にお答えしたいと思います。

我々現場の生活の立場といたしまして、先ほど伊藤先生から質問ございましたけれども、我々の立場からしますと、やはりまず健康で新鮮で安全でと、これを消費者に供給していくという原点に立って頑張っているのが実態でございますけれども、当然、農村とか輸入攻勢の中で、日本に入ってきていない品物は4品目ございます。植物防疫法にかかっている問題だけであります、ほかはほとんど加工されたり、それから冷凍されたりして入ってきていると、やはり消費者にとりましては、当然安くて新鮮でいいものがあるということが基本であると思うわけでございますけれども、そういった中で、私たちの立場としたら有機野菜とか、あるいは米にしましても有機米とか、いろいろな形でやっているわけでございますけれども、それが本当に消費者の方々の手に届いたときには、それが本物かなと、我々にとりましては、組織として、米に例えれば、全体の米をどうしてつくっていくかと、こういう立場をとらえながら、顔の見える生産体系とか、そういうことをぜひしていかなければならないと、そのためには品目に対しましての表示、外国から入ってくる品目に対しての表示とか、そういうものを明確に打ち出していく必要があるんじゃないかと、消費者にぜひ我々の生活体験をしていくようなPRというのもぜひ今後必要になってくるんじゃないかと、そういうふうに思っている次第でございます。

**島田氏**: 生産者からということですけれども、私たちも生産者であるとともに消費者でもございます。それで、安いものに飛びつくということがわからないことではありませんが、あとは我々生産者としましても、ここに経済連会長さんもいらっしゃいますが、熊本のお米とか、そういうことでPRはしておりますし、あと有機野菜、また我々の牛乳にしましても、熊本では、らくのうマザーズということで、ある程度名の通ったブランドをつくりっております。それで、我々の努力だけでどうにもならないところもあります。あとは、やはり消費者団体の方々の協力を願わねばならないんじゃないかと思っております。余り答えになりませんけど。

**木村座長**: それでは、原田さん。

**原田委員**: 私は東京の経済同友会に所属しております、今、三和総合研究所の理事長の立場でございます。従いまして、今日大変有益なお話を伺ったんですけども、基本的な考え方は、公聴する皆さん方とは大分違っております。

しかしながら、日本の農業、非常に重要であるということについては人後に落ちないつもりなんですが、今のいろいろお話を伺っておりましても、私は今度の農業基本法の改革という問題がなぜ起こってきたかということは、やはり世界の情勢というものが非常に変わってまいりまして、その中の日本の農業というのを改めて考えなければいけないと、こういう事態に直面してあることが一番基本的なポイントではなかろうかというふうに認識しております。

そのような観点に立って考えますと、例えば、2001年からのいわゆるウルグアイ・ラウンドの、それ以降におきます米の関税化というふうな問題は、これは率直に申しまして、8割以上の可能性で不可避ではないかと思います。恐らく2001年以降においては、関税化という問題は避けて通れないと思うんです。

それから、先ほど木塚さんがあっしゃったんですけれども、日本の農業というものは国際分業になじまないというふうにおっしゃったわけであります。しかしながら、今の世界の中における日本の立場というものを考えますと、なじまないかもしれないけれども、なじませるための努力をやっていかなければ、日本という国家が世界の中で生き残っていけないと私は思います。そういう視点に立って、そういう世界の中での日本という立場をはっきりと確認した上で問題を考えていく必要があるんではなかろうかなというのが、私の基本的な視点でございます。

今日は、公聴会でございますので、議論をする場ではございませんので、御質問させていただきたいんですが、伊関さんと長野さんにお伺いしたいんですが、それは実は、今、日本の景気大変悪くて、多分本日、橋本内閣の景気対策が打ち出されたのか、あるいは打ち出されようとしているのかという段階であろうと思います。その中に、多分、農地の転用というものについて、この規制緩和の観点から、もっと流動的にするというふうな項目が入っている可能性が大変強いと思うわけです。

これは今、農村というお立場から立てば、500万haという農地は、これは厳守するべきであるというお考えだと思うんですけれども、実際には、国の今動きの中では、政府も、そして首都圏を中心いたしました大新聞なども、今米が余っている、その余っている減反に対する対応策ということも含めて、景気対策としても、農地の転用を、規制緩和を進めていくということが、極めて素直に多くの人々のマジョリティーとして出てきているわけであります。こういう問題を、現実認識の中で、どのようにお考えになっていらっしゃるのか、伊関さんと長野さんから御意見を伺いたいと思います。

**伊関氏**: 今の質問は恐らくどなたか聞かれて、またどなたがお答えになるんだろうというふうに、今日出てくる前に、そのニュースを見ながら思ってきたんですけれども、その議論の前に、私は現在の、農用地のあたりの把握の仕方が気になるのです。一般的な農用地というとらえ方でなく、今後結局日本農業を活性化させていくためにどの農用地というのが必要になってくるのかという考え方方が大事になるのではないかでしょうか。

例えば、私は熊本市に住んでいるんですけれども、熊本市も随分、宅地転用が進んでいまして、これはかなりの乱開発みたいな格好で進んでいます。

その一つの動機としては、この大消費地周辺で農地を持っていらっしゃる方の場合は、農地というのは、このところ固定資産税など税金が随分上がってきます。一つはこの税金対策のために、その農地を、例えば、アパート経営に移すとか、そういう形でどんどん転用が進んでいく、それは実際ここで暮らしていても、目に見えるように非常なスピードで進んでいます。

一方で、先ほどから触っていますように、中山間地あたりの農地というのは、随分耕作放棄というのが目立っています。こうした農地の現状を見ると、ある程度農地の役割に明確な仕分けというものがなされることが重要になります。今日の自民党の景気対策もそうなんですが、一般的な農用地の転用とかいう話ではなくて、やはり農業政策との整合性というものをきちんと持たしていくべきではないかというふうに痛感するのです。

その上で、私はやはり先ほど長野会長もおっしゃったんですけれども、今の500万haという農用地は、例えば、その農用地の仕分けをする中で、きちんと最低のミニマムとして維持していく、さらに、自給率を例えば5%なり、10%なり、これから10年、15年の目標で上げていく場合にはこれに必要な農地を当然確保していく、そういう施策というのがとられていかなくちゃいけないんだと思います。

例えば、景気対策といいましても、今回の自民党の対策もそうなんですけれども、農用地の転用で土地取引が活発化するかといったら、私は必ずしもそうは思いません。そのところを整理せずに、実際に現実の対策としてはこういったところまで進んでいるじゃないか、というふうに聞かれて困るんですけれども。それと、ちょっと時間が長くなりますけれども、私は、よく機会あるごとに言っているんですけども、今の中山間地の仕分けそのものに対する大きな不満があるんです。例

えば、熊本県でも、94市町村のうちの53市町村ですか、77市町村ですか、中山間の割合は随分多いんです。ところが、これはどういった手順で仕分けたかというと、過疎振興法とか、特定農山村法だとか、いわゆる、関連5法の適用を基準に単純に指定していくんですけども、指定された地域の中には随分平坦地の多い地域もございますし、それから実際に指定を受けていないところでも傾斜地が非常に厳しいとか、条件の厳しいというところもございます。仮にいわゆる政策の転換を図ろうと思えば、もう少し現実の傾斜度とか、消費地との距離とか、それから日照量とか、標高とか、そういう農地条件の綿密な調査というのをきちんと行った上でやっていかないと、本当の意味での中山間地というのは、これから残っていかないんじゃないかなというふうに非常に危惧しております。

質問の趣旨に対する答えにはなっていないと思うんですけども、私の個人的な感想としてはそういうもののを感じております。

**長野氏**: 同友会の幹事でいらっしゃる一方、総合研究所の理事長でいらっしゃる、特に、私は同友会という意味では同じ土俵の人間でございますから、さっき御指摘の問題、やはり経済界の人間としてはよくわかるんですけども、ただし、ちょっとさっきの時間の中で要らぬ時間を使ったのは、経済同友会の中で農業部会をつくりました。ところが、これはとうとう3、4年で瓦解いたしましたということの中に、いろんな私は説明を始めたつもりで、やはり経済、産業の中で、どうも経済同友会にしましても、我々また一方、経団連にしましても、あるいは日商にしましても、この2次産業と3次産業の分野の経済と、それから農業という、あるいは農林水産業という経済産業ですね、そこにはやはり、何かひとつ違うものがあるんじゃないかな、それを部会をつくったけれども、続かなかったという恥をあえてさらしたのが一つ。

それから、原田理事長にお聞きしたいのは、今、本当に私は一生懸命取り組んでいる規制緩和の問題、特にこれは釈迦に説法だけども、刻々と迫っておる日本の金融界のビッグバンという問題、これは私は日本の近代史で恐らくお互い経験したことのない、私もやがて金融界で50年たりますけれども、20年代の半ばに銀行に入りまして、いろんな思い出があります。だけど、今、来ているビッグバンというものについては、私は具体的にアメリカのビッグバンはどうだったか、それに続くイギリスのビッグバンはどうだったのかというようなことについて、それぞれの国のそのときの国際基盤の状況あたりまで調べながら、何してみますと、本当に身の毛もよだつというのが実感でございます。そこは原田さんももう全く同じだと思いますが、ただ一つ、非常に悩ましいのは、今日、これを木村会長にお伺いしたいと思ったのは、我が国の明治維新以後の日本の資本主義というのは、どうも先進資本主義の中でも、なかなか一つだけ独特なところがあって、非常に懸念に天皇制をうまく生かしながらの資本主義ではなかったんだろうかという、私なりの問題意識がございます。

特に、戦後のGHQによって施された農地改革その他、あのときの4大改革による改革後の日本の経済政策というのは、これは相当なスーパー修正資本主義だったのではなかろうか、こう思います。それについては、多分原田さんもそれほどの御異存はないところだろうと、それを支えたのが、日本のすごくすばらしい、また官僚機構でもあったわけであります。

それで、先ほどから農政の基本はというお話がございますのは、さっき言いますように、日本の1次産業、2次産業、3次産業での、これから国際化、自由化について、その修正資本主義の、本来の資本主義、本家の資本主義に一挙にいくときに、この農業経済という分野も2次産業、3次産業の分野と同じピッチ、同じストライドで行けるのかという問題、これを今日はむしろ教えていただきたいということを期待して出てまいりたというのが実感でございます。

それで、ただ一つだけつけ加えますと、500万haという私は面積で申します。しかし、この面積というのは、それを全部その生産に毎年使う面積ではなくて、その500万haというのは、いわゆる休耕田まで含んだ面積の言い方ということは、御存じのように、水田稲作というのが日本では一番の得意な種目です、かつ、これが一番最高に機械化が進んでいます。ところが、一番得意の稲作については水田に水を張ることをやめますと、それを有事の際に、また復元しようとするのに時間がかかるんです。そのあたりもありますから、そういう意味での総面積の維持という意味で御提案申

し上げたというのが本音でございます。

**木村座長**: ありがとうございました。

**甲斐委員**: 私は、主婦の立場ですが、今度食べる人の観点を入れようということで、この調査会に入ったんだと思います。

今までの農業では食べる人の観点とか入ってなかった、生産者のためのことしか考えていなかつた。しかし、生産者が生産してもやっぱり食べてもらわなければ困るわけです。先ほどから自給率の問題になっておりますが、結局自給率というのは、食べなければどうしようもない。いま、お米が余っておりますが、食べない場合にはすごく補てんのお金がかかります。日本は大変な赤字経済で、自給率の目標を立てて、そこに巨大なお金を投じても、買わなければ、食べなければ仕方がないわけです。

だから、食べる人の意識を変えるというか、消費者の立場として国産品を食べるということが大事だと思います。先ほど伊藤さんから出ましたけれども、そんなにいつでも買えるということではないのだから、やっぱりコンセンサスを良く得て、日本の物を食べるようにしていくことが必要だと思います。安全で新鮮でということになりますと、やはり地域産業の活性化、地域のものを地域で消費するというところがとても大事だと思っております。

また、私は本当に物のない時代に育っておりまして、今、大変都会の人間ですが、耕した経験がございまして、それはとっても役に立っています。やはり食べることは命の問題ですから、学校教育のところでしっかり食べ方、日本の食品の食べ方、あり方、そこを入れていきたい、それは時間のかかることですけれど、そこをやっていきたいなと思います。

**木村座長**: ありがとうございました。

それでは、手短にお願いします。

**会場発言者1**: 私、一研究者でございます。名前は古居といいますけれども、ぜひお願いしたいことがあります、参加させていただきました。

この食料・農業・農村基本問題調査会という名称がついておりまして、その基本問題の主題がなんんです。私はあくまでも日本の農業をつぶしてはならないということを、もう戦後30年代から研究しております。そして、いろいろと問題点はたくさんありますけれども、今の食料で果たして日本民族が100年持つかということを心配しております。私の願いは何とかして21世紀に、作物のつくられる土壌を残していきたいというのが、私の願いでございます。これだけの多くの人がおられますので、もう少しやっぱり時間的余裕を見て、やはり最低5時間ぐらいは、午前、午後、やってください。とても皆さんのがせっかく遠いところから来られたのに、何か今までの話の中には土産がありません。ああ行ってよかったという土産はないと思います。ぜひひとつ、その点も、今後の会合にぜひお願いしたいと思います。やはりもう少し皆さんに思ったことを自由にしゃべる時間をつくってやってください。

それを基本として、ひとつ会を進めてください。このままでは、重要な問題が柱がないんですよ。木は基本だけれども、根がないんですよ。お願いします。

**会場発言者2**: 私、佐賀から参りましたけど、この地域の生産組合長並びに上の協議会長をいろいろやってきました。今、私たちの郷土に外部から農地を獲得している方が一部あります。ところが、集落においても共同作業とか、いろいろあるわけです。そういうのに遠方から來てある方には連絡もしにくいし、顔もよう知らぬと、そういうようなところが今あちこち出てきておるわけです。これで、今後の純朴な農村地域が本当に人間関係その他からも、これでいいであろうかと、日本の美風が壊れつつある、非常にこれ心配です。これが一つ。

それから、もう一つは、人権も、御承知のように、憲法その他いろいろあります。それから、原田先生なんかおっしゃったような国際的に考えていかにやいかぬ、そういう点からすれば、国際人権宣言というのがある。ところが8億以上の人たちが飢えつつある、私も悲惨な状態を見てきました。私自身も学徒兵で死にそこないですが、もう戦時及び戦後の数年間は飢えに直面する、あるいは栄養失調に直面してきました。そういうような点から考えると、日本が今たくさんの方の圃場整備などお金を使って減反をしてある、そういうようなところを何とか、そして食料は余ってある。私たちも100%以上の減反をみずからやり、そして生産組合長、あるいは農協の役員としても、それを進めてやってきました。悲しくてたまりませんよ、本当に。そして米がさらに余っている、値段はどんどん下がってきてある、こういう状態、これが実態ですよ。それで、食料を飢えつつある人たちに何とかして与えるということが最大の国際貢献であり、人権尊重ではないでしょうか。皆さん、この問題を私は本当に全国民が国際的なことが大事だというならば、そういうこともしっかりと教えていかなければ本当の日本の農業、日本国民が世界の中で、信頼されるようなことにならぬのではないか、私は仲間とともに、そういう点を論議しておりますので、どうか今日熱心な皆さん方に私は感銘を受けておりますが、どうぞひとつよろしく取り上げていただきたいし、時間があれば、そういう点のお答えも聞きたいという気持ちでまいりました。どうもありがとうございました。

**会場発言者3**：熊本県の天草からきました中井と申します。

逆にお尋ねしたい。長野さんが触れられたことでもあります、この先地球環境問題のみならず、エネルギー、資源、さまざま、特に水の問題なんかも含めて制約条件が大変きつくなっている時代に、大変失礼な言い方ですけれども、一体何をつくって都市の人々が生活をしていくだろうかと、素朴な疑問を持っております。勝手な見方かもしれません、21世紀は多分、好むと好まざるとにかくわらず、都市から農村へ改めて疎開が始まる時代ではないかと思っておりまして、そういうような視点ももっと長い目で冷静に眺めていただきたいと思っております。

もう一つ、自給率の問題ですが、自給率の問題を語るときには、どうしても食べ方の問題に触れるを得ないと思っております。しかし、多少は論議されているようですけれども、特に肉食のあり方について、これも好むと好まざるとにかかわらず、いずれ世界的に、先ほどだれか、世界との協調というお話が随分出ておりますが、本当に冷静に考えた場合に、飢えている方々も含めて、この先食べ方について、頭を冷やして私たち自身考えなければいけない時代に来ていると思います。その点のことを含めた上で、自給率の問題をぜひ御議論いただきたいと思っております。

## 6. 閉会

**木村座長**：はい、ありがとうございました。

今日のところは、これで公聴会を終わらしていただきたいと思います。

それで、たくさんいろんな意見をちょうだいしまして、私自身、大変共感するところが多かったのは事実です。ただ一つ、ぜひ御理解いただきたいのは、こちら側からも出たんですが、新農業基本法という言葉がありますが、これは必ずしも正しくないんです。つまり今、全世界的に大きな不況の中にあって、先がよく見えなくて、そのために、だれもが今、暮らしといのちの安全と安心を求めているわけです。国民の暮らしといのちの安全と安心のために、これからは調査会があるので、いわゆる単なる農業のための基本法ではないんです。そこはぜひ御理解いただきたいと思います。従いまして、消費者団体の代表の方もお入りになっていらっしゃいます。

フィロソフィーがないというお話をしたが、実はそれがフィロソフィーでありまして、これから後は私個人の考え方で会長としての意見ではありません。農を基本とした産業社会の構築というのを考えなければならない、考えております。ぜひ、実は今度の日曜日にかなり長い論文を朝日新聞に載せておりますので、ぜひそれを見ていただきたいと思います。ここでちょっと、申し上げている時

間がありませんので、ぜひお読みいただければと思います。

今大きな意識の転換期に来ておりまして、皆様方もよくお感じになっておられ、私ども、決して意見は一致していないんですが、何とか、12月の中間答申に向けて、本日の皆様方の貴重な御意見、これを積極的に生かしてまいりたいと思います。本日は、皆様方の熱意を私は全身で受けとめさせていただきました。

本日は誠にありがとうございました。これで終わらせていただきます。

(拍手)